

平成 29 年度 第 9 回播磨町農業委員会議事録

1、会議開催日時 平成 29 年 12 月 15 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 25 分

2、会議場所 播磨町役場 3 階 A 会議室

3、出席委員氏名

1 番 佐伯 幸男	2 番 福壽 洋三	3 番 日和佐 修	4 番 井澤 信良
5 番 藤谷 昇	6 番 三宅 孝英	7 番 浅原 清治郎	8 番 梅谷 良治
9 番 岩本 宏司	10 番 澤田 秀隆		

出席委員 9 名 欠席委員 1 名

4、農業委員会事務局職員

事務局長 園田 敬之 主事 永井 愛 主事 住谷 真波

5、議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 議案第 22 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出のこと

議案第 23 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出のこと

平成29年度 第9回播磨町農業委員会

日時：平成29年12月15日

開会 午後1時30分

○議長 本日の出席委員は10名中9名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立をいたしております。本日、8番、梅谷委員より欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。次に、播磨町農業委員会規則第11条に規定する議事録署名委員ですが、2番の福壽委員、3番の日和佐委員にお願いいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事目録に従い、議事を進めさせていただきます。議案第22号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙議案参照）

○議長 ありがとうございます。それでは、1番、現地調査をしていただきました三宅委員さんから報告をお願いいたします。

○三宅委員 [REDACTED]丁目 [REDACTED]番。場所的には4ページの地図をごらんください。この地図の中で [REDACTED]丁目 [REDACTED]番と書いてある、この番のところで、ここが [REDACTED]の交差点になります。これは県道 [REDACTED]と、それから [REDACTED]の交差点、ちょうど [REDACTED]の真ん中ですが、この角っこに [REDACTED]さんと [REDACTED]さんがいる、これはエックス型のような交差点ですが、それからずっと、こう広がるように、三角が広がるように出るところの [REDACTED]って書いてある、この三角地の大地の真ん中あたり、ちょうど三角、 [REDACTED]さんですか、 [REDACTED]さんのところから、こう、三角にずっと広がっていますが、そのところに細い道があります。

それから、あと、**〇**って書いてあるところの中央部のこの斜線部分
ですね、ここがそうです。この場所的に言いますと、これは11月
にちょっと説明いたしました、細長い、この三角地いうのですか、
こういうところは農地になっていまして、11月に真ん中の四角い
部分を説明させていただきました。全面的にはこの底辺の位置から
三角がずっと続いている、**〇**、**〇**と書いてあるここら辺までの
全体の農地、これは400平米ほどの農地ですけれども、これは一
つの田んぼです。ややこしいのは、これをちょうど**〇**と**〇**で
相続するというので、この四角の部分を先月出しました。その中が、
4つに分かれています。11月の部分についてはこの真ん中の
部分、四角の部分で、今回は三角のこの斜線の部分、これが出てお
ります。その中で4つに分かれています部分について、一つはこの**〇**
〇さんのところの細い1メートルほどの道ですけれども、この生活
道路のところと今回の先端部分。それと、その南側に赤で四角と台
形の部分がありますけれども、これは違う部分で、隣のガレージに
なっています。この部分に沿って1メートルほどの部分ということで
〇番の番地を四分割しております。登記上、4つに分けてお
ります。今回出ている三角と、この四角の部分ですね、この斜線部
分、これはわずか、面積的にはわずかですけれども、ちょっと写真
のこの部分で一番上の三角の部分というのが先端部の三角です。それ
から、細い道路の部分で2枚目の写真、真ん中にありますけれども、
この部分が県道の**〇**のほうへ行く道路に向かって撮った写真
です。右側にちょっとアスファルトの部分がありますけれども、こ
の道路が1メートルそこそこです。その四分割というか、具体的
には二分割ですけれども、この部分で出てきた部分が農地としてはこ

の道路の部分を含んで測量した結果、出てきていると、農地として出ていているということで、実質、道路はほとんどない状態です。

その写真の右側の部分、ちょっとへこんだ部分がありますけれど、これは用水路です。この部分から境界の間を見てみますと、40センチほどしかありません。というのは、道路が全くなくなってしまうということです。それでは困るということで本人はこの部分を12平米ですか、この部分を従来どおりの道として、~~したい~~したいということです。

それからもう一つ、右側の部分、これは三角の部分、これは上の写真の部分ですけれど、三角そのままです。このちょっと奥に写っていますガレージですね、このガレージが2つ写っている、このもっと右側のもう道路が半分以上ですね、8割ぐらいかぶったところが~~の~~の~~番~~番です。実際、ちょっとはかってみますと、今、現状写っている、アスファルトが境界、田んぼのほうの側壁も何もないのでここだとはっきりわからないのですが、アスファルトが見えている部分をざっとはかってみますと、1メートル30ぐらいです。それから、用水路につきましては中の距離というか、幅は40センチです。測量した結果は40センチ、用水路と同じ幅の泥上げ部分ですね。この部分が境界になっております。ですから、実質、道路としては40センチそこそこしかありません。それでは困ってしまう、ここが通れなくなってしまうので、その部分を、12ページですけれども、この部分を道路として現状よりちょっと狭くなりますね、今、130センチほどありますけれども、これが110センチぐらいにするということで立ち会いをしていただいたということでした。ですから、長い台形みたいな格好の一つの田んぼを兄弟で相続したい

- 議長 この2枚目の写真の奥のほうに車が2台とまっているのが見えるのですけれど、これはどこから入るのですか。
- 三宅委員 このガレージの車の間というのがその[REDACTED]へ行く道路、県道です。割りと広くあって、その奥が公園です。このちょっと黄色い柵みたいなものが見えていると思います。それから赤いものも、これが県道のまだ西側の公園です。これはアパートの駐車場になっています。
- 議長 1メートル30とおっしゃったのは図面上の話ですか。
- 三宅委員 現状が1メートル30、私がちょっとはかっただけで、アスファルト部分ですね、これは用水路の内壁というのですか、内壁から1メートル30ほどです。
- 議長 これが田んぼとなっているのですか。この現状の1メートル30の道が田んぼとなっているのですか。
- 三宅委員 いや、逆です。現状はこういう格好ですね。1メートル30ほどのアスファルトの道があると。それで、相続しようということで測量してもらおうと、今、道路ですが、ここまでですと、道路の部分の外というのですかね、道路としては水路から40センチしかないということなんです。
- 佐伯委員 もともと畦だったのですね。
- 三宅委員 いや、もともと形はこの形で昔はあったのですけれどね。
- 佐伯委員 短いですね。道路と道路の間の距離が短いですね。
- 三宅委員 道路と道路の間なので10メートルそこそこや思うのですけれどね。ちょっと地図に、[REDACTED]さんの三角の底辺のところですね、この道路ですけれども、10メートル足らずだと思います。登記上、もともとこの道がない部分ということです。それでも、相続しないといけないということではなかったら、ここまでだということだったの

で、それは具合が悪いのではないかと、町へ閉鎖してしまうわけにもいかないし、生活道路になっているわけですから、そうですね、これがちよくちよく、まあ、車は通らないですけれども、人が通っていますしね。

○議長 ほかにも委員の皆様方、御質問ございませんか。よろしいでしょうか。市街化区域の転用ということですので、農地転用届を受理することに決定いたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 次に、2番を現地調査されました佐伯委員の報告をお願いいたします。

○佐伯委員 地図の5ページですね、それから写真は1枚目の一番下になります。場所は[REDACTED]から西南ぐらいのところで[REDACTED]というお寺がありまして、そこの南になります。ここは何十年も前から住宅の庭の一部として利用されていまして、もう周りに農地は一切存在しません。今回、どういうことを出してこられたのかよくわからないのですけれど。

○議長 建てかえか何かされるのですかね。

○佐伯委員 住宅用地になっていますからね。もう何十年も前にこういう形で利用されていまして、近隣に影響はないかと思えますけれど。

○議長 委員の皆さんから質問等ございませんでしょうか。

[REDACTED]な家が建っているところですね。

○佐伯委員 そうです。

○議長 ございませんか。これも市街化区域の転用ということですので、農地転用届を受理することに決定いたします。

続きまして、3番を調査された梅谷さんですが、今日はお休みということで事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 梅谷委員が見にいかせてくださって報告を受けていますので説明します。地図が6ページ、写真が2枚目の一番上になります。[REDACTED]の住宅にあり、[REDACTED]のほうに抜ける道筋にある田んぼです。30年、40年前から住宅に隣接する車庫として利用していたみたいで、このたび、住宅車庫を整地して、後日、売却するのにあたって、この車庫の部分を転用するということだそうです。特に問題はないので、御審議よろしくお願ひしますということでした。

○議長 事務局から梅谷委員にかわって御説明がりましたが、皆様方で質問等ございませんでしょうか。これは始末書ありですね。質問等がないようですので、市街化区域の転用ということですので、農地転用届を受理することに決定いたします。

次に、議案第23号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出のこと」を議題といたします。事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○事務局 議案朗読及び説明（別紙議案参照）

○議長 ありがとうございます。1番と2番、梅谷委員の所管なのですが、今日は欠席ですので、事務局のほうから御報告をお願いいたします。

○事務局 地図が9ページで写真が2ページの2番目と3番目になります。番号1番のほうは[REDACTED]にあつて、[REDACTED]より少し西側にあります。これまで畑として利用していたそうです。2面を国道の道路に囲まれて、もう2面もアパートに囲まれています。番号2の部分は私道部分になっています。特に問題はないので御審議よろしくお願ひしますとのことでした。

○議長 今、事務局のほうから梅谷委員にかわりまして1番と2番の御説明がりましたが、委員の皆様方、質問等ございませんでしょうか。

これ、番地的には1番のほうで■■■■の■、■■■■の■になっている
のですね。2のほうが■■■■の■になって、この番地で合っている
のでしょうか。■■■■が■というようなことではないのですか。

○事務局 番号2のほうの写真では3枚目の一番上の道路になっている部分です。

○議長 3枚目の一番上の道路ですね。

○事務局 始末書ありで私道の、私有の道路になっている部分です。

○議長 これは40平米ぐらいですか。

○事務局 これは40平米です。

○議長 ■■■■の■が■■■■となっていますね。

○浅原委員 この番号2のところはもう既に道路だったのですね。

○事務局 もう道路になっています。

○浅原委員 それで始末書がついているのですね。

○事務局 はい、始末書がついています。

○浅原委員 道路として使っていて、農地転用していなかった。それで、始末書をつけて農転を出した。

○福壽委員 固定資産税は

○浅原委員 実質、道だったのでかかってないですよ。

○議長 そうしたら、この施設の概要、既に道路用地となっている。

○佐伯委員 譲受人が

○議長 道路用地を買うわけですね。

○議長 しかし、ここ私道がなくなったら困るでしょうね。これはどうなるのでしょうか。買って、道路用地というのはおかしい話ですね。梅谷さんは問題ないと言っているのですか。

○事務局 はい。問題ないと言っていました。また確認しておきます。

○議長 地域を熟知された梅谷委員が、問題ないと言っているのなら良いでし

よう。委員の皆様方でほかにございませんか。よろしいでしょうか。市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理することに決定いたします。次に、3番を現地調査されました福壽委員の報告をお願いいたします。

○福壽委員 地図は10ページです。写真は3ページの真ん中でございます。場所のほうですが、**〇〇〇〇**の北側、左サイドのほうには**〇〇〇〇****〇〇〇〇**があります。こちらのほうの写真なのですが、右のほうですね、こちらのほうが**〇〇〇〇**にあります側道になります。側道のほうから写真を斜めから撮っている写真なのですが、左のフェンスというのがちょうど**〇〇〇〇**さんの駐車場のフェンスになっております。ずっと、これ、向こうの奥のほうまでずっとフェンスがあって、そのフェンスの際に用水路があります。ここの土地なのですが、用途としては畑です。周りには全く農地とは隣接していません。今回、こちらのほうで転用をして、特に問題はないかと思いますので御審議よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。今、福壽委員から御説明がありましたが、委員の皆様方で御質問はございませんでしょうか。これも市街化区域の転用ですので、転用届を受理することに決定をします。続きまして、4番を現地調査されました、所管、梅谷さんですが、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局 地図は11ページで写真が3ページの一番下になります。**〇〇〇〇**から出てきて、**〇〇〇〇**と**〇〇〇〇**の間にあります。長年、耕作はしておらず、一部を既に**〇〇〇〇**の駐車場に利用していました。周りに耕作地とかはないので、特に問題ないと聞いております。御審議よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。今の御説明で何か、委員の皆さん、質問等ございませんでしょうか。

これは何に使うとなっているのですか

○事務局 作業場だと聞いています。

○佐伯委員 真ん中に道路があるのですよね。

○福壽委員 写真から見るとわからないですけどね。

○日和佐委員 道路がありますか。

○岩本委員 東からいきます。茶色いほうが手前の草地です。これは奥なので。

○議長 奥の建物と車の間に道路があるように地図ではなっているのですが、この写真ではどこでしょうか。

○岩本委員 ありますよ。■■■■の裏ですね。

○議長 委員の皆様方、御質問等ございませんか。これも市街化区域の転用ですので、農地転用届を受理するということに決定をいたします。以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。これにて第9回播磨町農業委員会を閉会いたしたいと思います。

上記のとおり、会議録を調整する。

平成 29 年 12 月 15 日

議 長 澤 田 秀 隆

議事録署名人 福 壽 洋 三

議事録署名人 日 和 佐 修